明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
又は同法	又は特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第四十六条第八号	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

第七十二条の四第二項	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税を	所得税及び復興特別所得税を
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額

項第三	租税特別措置法施行令
第一項	租税特別措置法第四十一条の三の九第一項
四号	同条第一項

復興特別所得税施行令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の三の九第一項

に改め、同表租税特別措置法施行規則の項中「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」を「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は」に、

第十八条の十三の六第四項		
	又は同条第三項	
		所得税の徴収
	又は同条第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第二十八条第一項又は第五項	
		所得税及び復興特別所得税の徴収

を

第十八条の十三の六第五項		
	又は同条第三項	
		所得税の徴収
	又は同条第三項及び措置法第二十八条又は第五項	
		所得税及び復興特別所得税の徴収